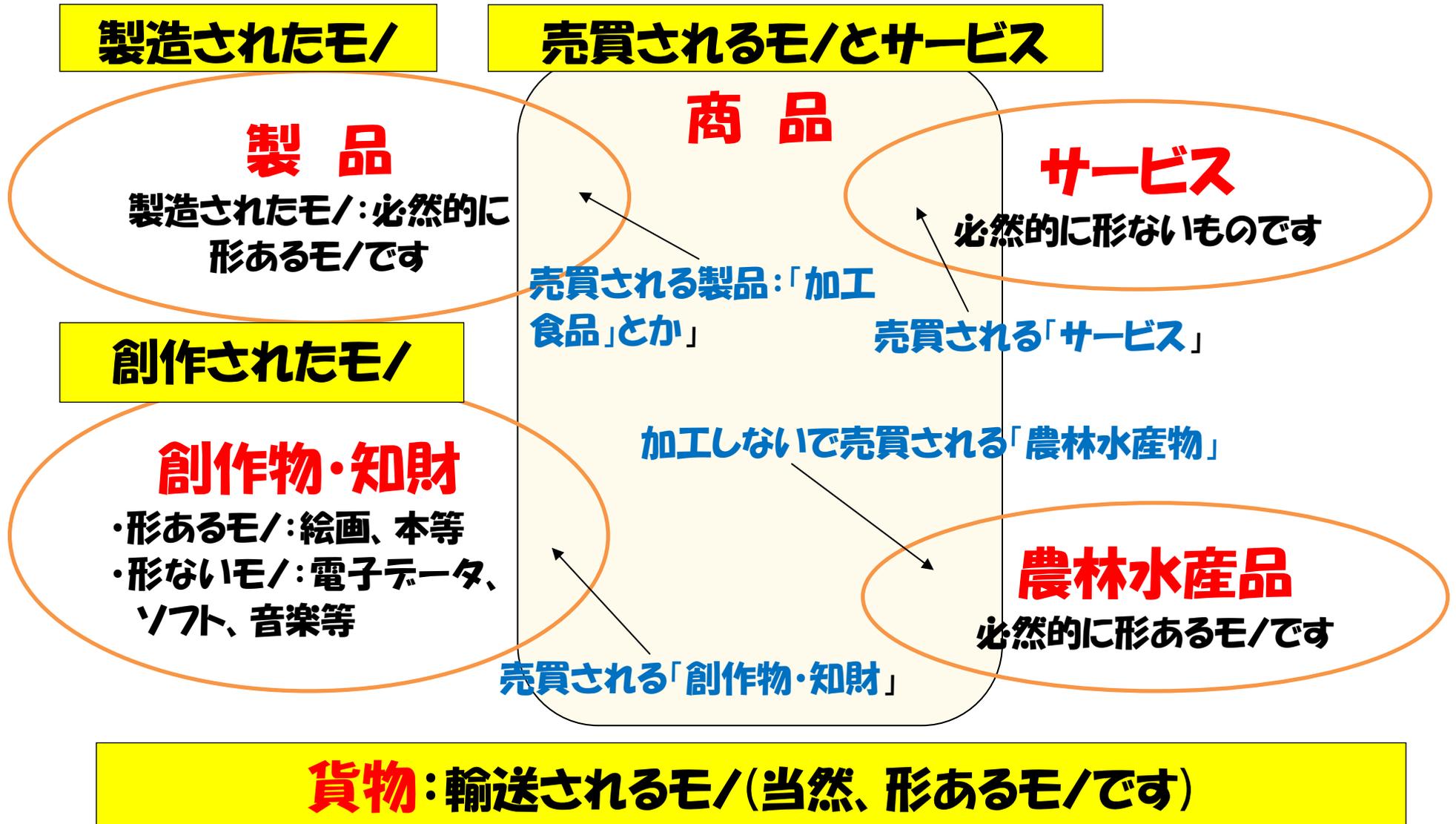


# 商品と製品と貨物の違い



**商品と重なる部分は市場で売買されるモノ・サービスです。**

**モノには形のある有形物と形のない無形物とがある。  
有形物はモノのみですが、無形物にはモノとサービスがある。  
関税法上、通関の対象となるのは貨物、つまり有形物です。**

**ゲームソフトの輸入：関税率表の9504.10-000の「テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム」の場合、関税は無税。消費税は掛かる。したがって、CDやDVDに入れられた梱包貨物の輸入は、通関を通じて課税される。**

**しかし、インターネット配信を通じて海外業者から音楽や画像やゲームなどのソフトを購入する取引は、通関がないため、課税が困難となっているが、消費税は原則、消費地の消費者に納税を求める仕組みであるため、ネット配信でも、課税の対象となる。**

**なお、輸入取引において消費税の課税の対象となるのは、保税地域から引き取る課税貨物に限られている。**